

2020年4月13日

運輸労連政策推進議員懇談会

会長 赤松 広隆 殿

新型コロナウイルス感染症に関する
トラック運輸産業からの緊急要請

全日本運輸産業労働組合連合会

中央執行委員長 難波 淳介



はじめに

貴党におかれましては、トラック運輸産業に働く仲間の「ゆとりと豊かさ」を目的とした政策実現にむけて、日頃より多大なるご支援をいただきしておりますことに感謝申し上げます。

また、今般の新型コロナウイルスに対する国会対応等についてご奮闘されていることに、心より敬意を表します。

さて、新型コロナウイルスの感染拡大防止にむけ、政府から緊急事態宣言が発出され、在宅勤務など外出自粛が求められる中、私たちトラック運輸産業は、食料や生活必需品はもとより、医療関係用品・医薬品など、国民生活や生命にかかる物資の輸送を担うライフラインであると自負しております。

このような状況下、多くの企業においては、企業業績が悪化する中にありながらも、従業員の健康確保はもとより、取引先や配送先のお客様への感染防止の観点から、ドライバーのマスクの着用や手指の除菌などを励行するとともに、宅配便においては、配達時の対面を考慮した工夫など、様々な取り組みを実践しているところです。

しかしながら、ドライバーがマスクを着用していないことを理由に配送先の物流センターにおいて出入り禁止や荷受け拒否という対応がなされたり、個人宅での配送時に誹謗中傷を受けたり、挙句の果てには、ドライバーの子供が学校から登校を拒否され入学式・始業式を欠席せざるを得ないなどの状況が生じております。

結果、ドライバー自身はもとより家族への二次感染など健康面における不安から緊急事態宣言の対象となっている地域への運行を忌避する者や、思い余つて退職を考える者も出始めしており、人手不足の状況が加速するおそれがあります。また、事業者内でクラスターが発生した場合は、地域によって、物流が止まる可能性も危惧されるところです。

つきましては、ライフラインを止めない、「物流崩壊」による経済はもとより国民生活の破綻を惹起させないためにも、以下の3項目について緊急的に要請致します。

貴党におかれましては、要請内容に対しまして、早急かつ格段のご尽力をいただきますようお願い申し上げます。

記

1. マスク・消毒液等の衛生用品について

前述の状況から、マスク・消毒液等の衛生用品の確保が急務ですが、事業者によっては備蓄がゼロというところもあり、個人で購入せざるを得ない状況もあります。

したがって、優先的な供給について政府に要請いたしますようお願いいたします。

2. トラック運輸産業に対する国民の理解と協力について

マスコミ等の報道では、逼迫する医療機関や、食料等を供給するスーパー・百貨店やコンビニエンスストア、また、交通運輸の分野でも旅客輸送に関する状況は取り上げられておりますが、トラック運輸産業の情報は皆無であり、そのために、トラックドライバーが誹謗中傷を受けたり、差別的な扱いを受けることは誠に遺憾であります。

トラック輸送は国内物流の9割を担う社会インフラです。新型コロナウイルスの感染に脅威を感じているのは、外出自粛を余儀なくされている国民もトラック運輸産業に従事する労働者も同じであり、物流を止めてはならないという使命感によりトラック輸送は継続されている、その現状についても、国民に周知され理解が得られますよう、情報の発信をお願いいたします。

3. トラック運輸産業に従事する労働者の新型コロナウイルス感染時の補償ならびに雇用調整助成金のさらなる拡充について

トラック運輸産業はまさにライフラインであり、その就業時における新型コロナウイルスの感染が疑われる場合には、労働者災害補償保険の適用がなされるよう政府への要請をお願いいたします。

また、機械部品や工業製品、諸外国との輸出入貨物や学校給食など扱い品目によっては、経営危機に陥っている企業も少なくありません。新型コロナウイルスの感染が収束し、経済が回復にむかう段において、物流が円滑に機能するためには、離職者の増加や企業倒産に歯止めをかける取り組みが必要です。

したがって、雇用調整助成金については、すでに給付要件の緩和や給付率アップなどの措置が取られていますが、コロナ対策野党連絡協議会が掲げている10割補償や支給日数限度の延長などさらなる拡充がなされるよう政府への要請をお願いいたします。

以上

別添資料：新型コロナウイルス感染症による組合員・職場等への影響について